

# 11月定例岡山県議会報告

11月定例岡山県議会では、我が会派の代表質問に小原なおみ議員が登壇しました(会派の持ち時間の関係で私の登壇機会はなし)。代表質問のうち、県が最重要課題と位置付ける少子化対策に関するものや、学校現場の代替教員の確保に係る質問など、私が原稿を起草した質問を中心に、主要な質疑応答を抜粋して紹介します。

## 少子化対策について

**質問** 県民意識調査では、結婚できそうにない理由として、出会いに恵まれないことや仕事等との両立の不安が挙げられ、希望する子どもの数を実現できない理由としては、子育て・教育にお金がかかることや女性の負担が大きいことなどが上位を占める。少子化の流れを反転させるにはこれらの課題の克服が重要だが、第4次生き生きプランではどのような点を重視し、どのような施策を実施するのか?

**答弁** これまでの取組を継続しつつ、特に結婚支援に重点を置き、さらに一段ギアを上げていく必要があると考えている。今後、安心して結婚や妊娠・出産、子育てができる社会の実現に向け、市長村や企業、関係団体等と連携しながら出会いの場の提供や、男女ともに子育てしやすい職場環境づくりなど、より効果的な施策を積極的に展開していく。(知事)

**質問** 県の少子化対策には若者や子育て世代への経済的負担を軽減する施策が欠けている。他方で、県の独自財源ではインパクトのある負担軽減の施策を講じることは難しく、若者の所得向上や子育て世代の経済的負担軽減を実現するためには、国の施策が重要になる。少子化に歯止めをかけるために、若者や子育て世代の経済的負担軽減について、国にどのようなことを要望しているのか?

**答弁** 保育・医療等に係る経済的支援など全国一律で行うべき施策について、地域間格差が生じないよう、国の責任により実施することをはじめ、若者の働く場の確保・充実や、社会全体の機運の醸成、前向きな広報などを強く要望している。また、正規雇用の促進など若い世代の経済的基盤の安定と所得の向上に向けた対策等についても、全国知事会を通じて要望している。(知事)

## 高橋とおるの視点・感想

少子化対策を考えるうえで、就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において、若い世代の所得を増やすとともに、将来に渡り安定的に所得が増えていくという希望を持てるかどうかが大変重要だと考えます。社会経済政策として、持続的・構造的な賃上げに取り組むことが、結果として最も効果の高い少子化対策に

なるのではないのでしょうか。これに減税など「手取りを増やす」政策や、子育て世帯への手当拡充、教育無償化等を組み見合わせ、若い世代、子育て世帯の経済的負担を軽減する。そこまでやらない反転攻勢は難しいと思っています。さらに、男女とも育児に十分な時間を割くための働き方改革、意識改革を推進し、子育てをしながら男女共に活躍できる社会にしていけることも求められています。

## 代替教員の確保について

**質問** 教員が産休・育休を取る際や年度途中で欠員が生じた場合に、その代替として臨時的に任用される「代替教員」の不足が全国的な課題となっている。代替教員に正規教員を充てた場合の給与の一部を国庫負担とすることが国で検討されているとの報道もある。県内の代替教員不足について、どのような問題意識を持っているか。また、県の代替教員の確保に向け、どのような対策を講じているのか?

**答弁** 代替教員の不足は、本県においても、喫緊の課題であると捉えている。県教委では、年度途中の産休代員を4月から配置するなど、取組を行うとともに、教職セミナーや臨時講師登録会の実施など、あらゆる手段を講じて人材確保に努めている。(教育長)

**質問** 育児・介護はもとより、教員が病気等で休職に至る事例は増加傾向にある。個々の教員の状況を早期に把握し、働く環境を改善したり、個別事情等に配慮した働き方等を検討することで、欠員自体を防ぐことができるケースもある。年度途中の欠員を減らすための取組について伺う。



小原なおみ議員

**答弁** これまでのストレスチェック等によるセルフケアとともに、管理職による勤務状況の把握や、それに応じた勤務調整等を行い、教員の精神的健康の保持に努めてきた。今年度から新たに、産業カウンセラーによる新規採用教員全員を対象にしたカウンセリングも開始するなど、欠員防止策を強化している(教育長)



岡山県議会議員 高橋とおる

# 県政レポート Vol.48



発行:高橋とおる事務所 発行日:2025年1月15日

〒703-8271 岡山市中区円山118 サンライズビル201

TEL (086) 238-7775, FAX (086) 238-7785

WEBページ

facebook



## 「103万円の壁の引き上げ」地方財政への影響は?

私が所属する国民民主党が推し進める「103万円の壁の引き上げ」が注目を集めています(「103万円の壁」の詳細は、裏面の特集記事をご覧ください)。財務省は、国民民主党の主張通り、103万円の壁を178万円まで引き上げると、地方税収が約

3.9兆円減るとしており、全国知事会など地方側から懸念の声があがっています。国や自治体の来年度の当初予算編成を前に、103万円の壁引き上げにより地方財政がどのような影響を受けるのか、地方財政制度の仕組みを中心に解説します。

### 財源不足は地方交付税で補填される

地方独自の財源である住民税の非課税枠を拡大すると、その分自治体の税収は減少します。ただし、地方自治体が財源不足に陥った場合、国が地方交付税によりその不足分を補填することになっています。では地方財政に全く影響がないかというと、そうではありません。地方交付税は、国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税)に一定の率(法定率)をかけたものを財源にしているため、非課税枠が拡大すると交付税の原資も減ってしまい、補填財源が不足する可能性が出てきます。地方自治体の債権発行の自由度は低く、国のように収支不足を赤字国債で埋めることは出来ません。財源不足を交付税でカバーできなければ、歳出を減らすしかなく、行政サービスの低下を招く懸念があります。



地方交付税が不足した場合は、臨財債や特別基金会計の剰余金などを活用

### 「一般財源総額実質同水準ルール」で、地方一般財源総額は前年度と同水準が維持される

地方交付税だけで地方の財源不足を埋め合わせることができない場合、国の一般的な財源の中から工面して不足分を補填する措置がとられます。その補填の仕方を定めたものが「一般財源総額実質同水準ルール」です。このルールは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債(※1)などによって確保される地方一般財源の総額が前年度と実質的に同水準となるよう調整を

行うという予算編成上の指針のことです。したがって、このルールが適切に運用されれば、地方が財源不足で破綻するといった心配はありません。ただし、本来は交付税として措置されるべきところが臨時財政対策債の発行で代替えられるなど、補填の仕方について別途心配な点が出てきます。自治体からすると、債務が増えることになり、好ましくありません。

(※1)臨時財政対策債…臨時財政対策債は地方債の一種。略して「臨財債(りんざいさい)」と呼ばれる。国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方自治体に地方債を発行させる制度。元利償還金全額が後年度の地方交付税に算入されることから、交付税の代替財源とみなされる。

### それでも残る懸念

毎年の予算編成と交付税額の決定過程では、交付税の総額が先に決まり、各自治体の財源不足額の額は、先に決まった交付金の総額を前提に後から設定されることがあります。地方全体や各自治体に対する交付税の額は、結局は政治的な交渉によるところが大きいとも言えます。したがって、非課税枠の拡大にあたっては、「一般財源総額実質同水準ルール」がルール通り

に運用され、地方一般財源総額が維持されるよう国へ働きかけることが不可欠です。国民民主党は、「年収の壁」を是正する独自法案を衆院に提出しましたが、その中に、政府に対し「悪影響を及ぼすことのないようにすること」を求める規定を盛り込みました。私も、党の一員として、また地方議員の一人として、地方一般財源総額の維持を強く訴えているところです。

# 緊急特集 「103万円の壁」について考える！

「103万円の壁」問題は国政マターではありませんが、県の予算編成や、県民の皆さんの「手取り」や働き方に大きな影響をもたらす県民生活に直結した問題です。本レポートでは、「言い出しっぺ」の国民民主党に所属する地方議員の一人として、「103万円の壁」問題について、党の考え方をベースに解説致します。

## 「103万円の壁」って何？

### 【壁 その1】 所得税の壁

会社などから給料をもらって働く給与所得者に所得税が発生する境目となる年収が103万円です。1年間の給与所得が103万円までであれば所得税はゼロですが、103万円を超えると、超えた所得に対して所得税が発生します。

### 【壁 その2】 扶養からの外れる壁

夫や妻の扶養に入っている人がパートなどで働く場合、1年間の給与収入が103万円以下までは、扶養者（納税者）に配偶者控除（扶養者が70歳以上の場合、上限48万円）が適用されますが、103万円を超えると配偶者特別控除（上限38万円、150万円を超えると段階的に減少）に切り替わります。

また、アルバイトで働く子どもが19歳以上23歳未満の場合、1年間の給与と年収103万円以下までは、扶養者（親）に特定扶養控除（控除額63万円）が適用されますが、103万円を超えると特定扶養控除の対象から外れ、扶養者の税負担が増えます。（※2）

加えて、民間企業などで従業員が扶養する家族に対し手当が支給されている場合、支給対象を配偶者控除の対象者（＝年収103万円以下）に設定しているケースが少なくありません。103万円を超えると会社からの手当の支給がなくなります。



これらの制度により、この付近の収入で働くパートやアルバイトの人は、手取りが減少したり、扶養者（配偶者・親）の税負担が増えたりしないように、働く時間を調整して年収を抑えようとする。これを「103万円の壁」と呼びます。

このように一定の年収を超えると、税金や社会保険料の負担が生じ本人や扶養者の手取りが減ってしまう「年収の壁」は、103万円、106万円、130万円、150万円など複数あり、現在、国民民主党が主導する形で「103万円の壁」の引き上げや「106万円の壁」の撤廃が議論されています。（2024年12月末現在）

（※2）自民、公明、国民民主の3党協議で、国民民主党の主張を与党が「丸のみ」し、特定扶養控除の対象者の年収上限が2025年から150万円に引き上げられることになりました。

## なぜ、年収103万円までは非課税なの？

日本国民は、憲法25条で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）」が保障されています。このため、所得税は、最低限度の生活を維持するために必要な部分（以下「最低生活費」という。）を除いた残余に対して課されるべきという考え方のもとに課税されています。年収103万円までを非課税にしているのもその考えに則ったもので、年収103万円は「最低生活費を賄うためのコスト」と捉え、課税対象から外れていると考えられています。

## なぜ、「103万円の壁」を引き上げる必要があるの？

引き上げが必要な理由として、国民民主党の主な主張は以下の通りです。

### (1)「最低生活費を賄うためのコスト」が上昇

非課税枠103万円は1995年から29年間据え置かれてきた。近年、物価が上がるなど「最低生活費を賄うためのコスト」が上昇しているにもかかわらず、必要な見直しをしてこなかった。生存権を保障するために引き上げが必要。

### (3)働き控えの解消

生産年齢人口の減少による人手不足が深刻化している中、年収103万円を超えないよう働き控えを促すような制度は、働き手、雇用主双方にとってデメリットが大きく、経済活動の足を引っ張る仕組みで見直しが必要。

### (2)「手取りを増やす」ことで消費を活性化

2年連続の歴史的な賃上げにも関わらず、物価高騰とブラケットクリープ現象（賃金が上がっても所得税がそれ以上の比率で上がり、実質所得が目減りしてしまう現象）などで、国民の実質賃金（物価上昇を加味した実質的な賃金）や手取りが増えていない。賃上げの成果を消費の活性化につなげ、内需主導の力強い経済を取り戻すためにも、手取りを増やす政策が必要。



## 国民民主党が主張する「178万円まで引き上げ」の根拠は？

「年収103万円までは非課税」という制度は「最低生活費を賄うためのコスト」には課税しないという考え方に基づくものですが、1995年以降、29年間据え置かれたままです。同じく憲法第25条（生存権）の主旨に基づき、毎年、公労使の協議で決定される最低賃金の1995年の全国平均は611円。2024年は1,055円なのでこの29年間で1.73倍になりました。最低賃金の上昇率と同程度の引き上げが必要との考えから、「103万円×1.73=178万円」に設定しています。



## 非課税枠「103万円→178万円」の減税効果は？

<基礎控除引き上げによる年収別減税効果> 【出典】国民民主党・玉木雄一郎代表（現在役職停止中）のX掲載資料に基づき高橋が作成

年収（給与所得）	現在の年間税負担①	控除引き上げ後の年間税負担②	減税額③	減税率（③/①）
200万円	9.1万円	0.5万円	8.6万円	94.5%
300万円	17.4万円	6.1万円	11.3万円	64.9%
500万円	38.0万円	24.7万円	13.2万円	34.7%
600万円	51.1万円	35.9万円	15.2万円	29.7%
800万円	91.4万円	68.6万円	22.8万円	24.9%
1,000万円	141.5万円	118.7万円	22.8万円	16.1%

## 「103万円の壁」引き上げで減少する税収のカバー策は？

国は、所得税の非課税枠を103万円→178万円に引き上げた場合、国と地方を合わせた税収減は約7.6兆円（うち地方分は約3.9兆円）になると試算しています。この数値は荒い試算に基づくもので、減税による消費拡大など増収効果も反映されておらず、正確性には疑問符が付きまします。とはいえ、国と地方を合わせ兆円単位の税収減が見込まれるのも事実。そもそも憲法に定める生存権を保障するための制度なので、「財源がないからやらない」という話ではないと考えますが、以下、財源についての国民民主党の見解を紹介します。

【国民民主党の主張】国の税収は6年連続で過去最高の見通しだ。2024年度の税収見込みは73.4兆円で2020年度比で26.3%の大幅増となる。国民の所得の増加以上に、国の懐が豊かになっている。国が税を取り過ぎているともいえ、取り過ぎた分を国民に返すことで財源を確保する。決算を見れば、税収が上振れし、毎年の予算の使い残しも目立つ。また、ここ数年は、円高の影響などで特別基金会計の剰余金も数兆円に上る。真に必要な予算を計上し、税収見積もりを精緻化すれば、引上げは可能だ。（表①②参照）

【表①】2022年度・2023年度の決算の状況

	税収の上振れ	予算の使い残し	外国為替基金特別会計（※3）剰余金
2022年度	5.9兆円	11.3兆円	3.5兆円
2023年度	2.5兆円	6.9兆円	3.8兆円

【表②】2020年度～2024年度の国の税収の状況※2024年度は見込み、2025年度は予算案ベース

	税収	予算に対する税収の上振れ	税収の2020年度比
2020年度	60.8兆円	-2.7兆円	-
2021年度	67.0兆円	+9.6兆円	+10.1%
2022年度	71.1兆円	+5.9兆円	+16.9%
2023年度	72.1兆円	+2.5兆円	+18.6%
2024年度	73.4兆円	+3.8兆円	+20.7%
2025年度	76.8兆円+α（予算）		+26.3%

（※3）外国為替基金特別会計 政府が外貨取引をする際に使われる特別会計の一つで、外国為替市場に介入する際の資金の供給源。近年の円安局面では、ドルを売って円を買う介入が続いており、為替差益で多額の剰余金が生じられている。

【出典】①②ともに財務省の公表資料から高橋が作成